

# 特定非営利活動法人 日本少年少女合唱連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本少年少女合唱連盟と称し、英文ではJapan Junior Choral Societyと称し、JJCSと略称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区池上1丁目32番12号 池上本門寺朗子会館に置く。

(目的)

第3条 この法人は、青少年を中心とした広く一般市民を対象に、少年少女合唱の研究・普及、向上を図り、合唱を通して青少年の健全育成に関わる事業を行うと共に、この分野の学術、文化、芸術の振興を図る活動をも推進し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表第11号の「子どもの健全育成を図る活動」に該当する特定非営利活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動として次の事業を行う。

- (1)少年少女合唱の演奏発表及び交流に関する事業
- (2)少年少女合唱に関する講習会を開催する事業
  - ①合唱団員のための講習会の開催
  - ②合唱団指導者及び運営者のための研修会の開催
- (3)少年少女合唱の普及啓発に関する事業
  - ①広報紙の発行
  - ②ホームページの開設・運営
- (4)少年少女合唱組織のネットワークを構築する事業
- (5)少年少女合唱の調査研究に関する事業
  - ①合唱曲の楽譜及び著述資料の推薦
  - ②曲及び曲集の作成
- (6)少年少女合唱団の運営を支援する事業
  - ①合唱団活動中の合唱団員及び指導者の事故に対する見舞金の支給
  - ②合唱団活動及び合唱団指導者の研修に対する補助金の支給
  - ③合唱指揮者、共演者及び指導者の派遣
- (7)その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(正会員) この法人の目的に賛同のうえで入会した個人又は団体

(一般会員) この法人の目的に賛同し、事業の発展に協力する目的で入会した個人又は団体

(賛助会員) この法人の事業に賛同して賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は理事長が定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一の該当する場合には、会員総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に意図的に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えねばならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上20名以内

(2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長とする。

3 理事のうち専務理事1名を置くことができる。

(選 任)

第14条 理事及び監事は、会員総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とし、会員総会でその選任の承認を得なければならない。

3 専務理事は理事長が指名し、その選任は会員総会の承認を得なければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。

3 専務理事は、法人の常務を執行することとし、副理事長に事故あるとき又は理事長・副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び会員総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、会員総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

(2) 補欠又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える人数が欠けるときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他、役員としてあるまじき行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えねばな

らない。

(報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁済を受けることができる。
- 3 前項に関する必要な事項は理事会の議決をへて、理事長が別に定める。

#### 第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、会員総会及び理事会の2種類とする。

- 2 会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会員総会)

第21条 会員総会は、正会員をもって構成する。

(会員総会の権能)

第22条 会員総会は、この法人の以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算並びにそれらの変更
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって全額返済する短期借入金を除く。第50条において同じ）  
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) 解散時の残余財産の帰属先
- (11) その他、運営に関する重要事項

(会員総会の開催)

第23条 通常会員総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時会員総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集請求があったとき。
  - (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(会員総会の招集)

第24条 会員総会は、前条第2項第3号を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時会員総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を開催日の少なくとも14日前迄に発送しなければならない。

(会員総会の議長)

第25条 会員総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(会員総会の定足数)

第26条 会員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

(会員総会の議決)

第27条 会員総会における議決事項は、第24条第3項に規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 会員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席し正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって内容を示し又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条及び第27条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 会員総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(会員総会の議事録)

第29条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、正会員全員に遅滞なくその要旨を配

布しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 審議事項
- (4) 議事経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び会員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款により別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員総会に付議すべき事項の執行に関する事項
- (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の過半数から、理事会の目的である事項を記載した書面により理事会招集の請求があったとき

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面を開催日の14日前迄に発送しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（理事会の表決権）

第36条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した事項は、前条第2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（理事会の議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成して、理事全員に遅滞なく配布しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者については、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事経過の概要及び議決の結果

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

（構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

第40条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は会員総会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条の各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、会員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じた暫定予算により、収入及び支出の行為を、予算成立の日まで行うことができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算項目外の支出などに当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算成立後に予算執行上やむを得ない事由が生じたときは、会員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正などの予算変更をすることができる。

(事業報告及び決算報告)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受けたうえで、会員総会の議決を経なければならない。

2 決算で剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、長期資金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又権利の放棄をしようとするときは、会員総会の議決を経なければならない。

## 第7章 会長、顧問及び参与

(会長、顧問及び参与)

第50条 この法人に、会長1名、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

2 会長、顧問及び参与は、この法人に特別の功労のあった者及び学識経験者のうちから会員総会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 会長は、この法人の運営について、理事長の諮問に応えることができる。

4 顧問は、この法人の運営に関する特定の課題について、理事長の諮問に応えることができる。

5 参与は、この法人の運営について、理事長に対して助言を行うことができる。

6 会長、顧問及び参与は、無給とする。

7 会長、顧問及び参与は、第16条第1項、第18条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「会長、顧問及び参与」と読み替えるものとする。

## 第8章 定款の変更、法人の解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、会員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(法人の解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成行の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 法人の破産

(5) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第1号、第2号又は第3号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の同意がなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第1条第3項に掲げる者のうち、会員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、会員総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第9章 公告の方法

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

#### 第10章 事務局

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第11章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表(1)のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項及び第50条第2項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、設立会員総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、別表(2)に掲げる額とする。

#### 別表(1) 設立当初の役員

理事長	薬師神武夫
副理事長	野坂法雄、長岡利香子
専務理事	小池直樹
理事	天野英彦、加藤正弘、辻村典枝、矢野俊治
監事	齊藤淳道、野坂法行

#### 別表(2) 設立当初の年会費

①正会員	団体	年会費：5,000円	個人	年会費：5,000円
②一般会員	団体	年会費：3,000円	個人	年会費：1□2,000円(1□以上)
③賛助会員	団体	年会費：1□10,000円(1□以上)	個人	年会費：1□5,000円(1□以上)